

別記様式第17号（第52条関係）

(表)

		第 号
身 分 証 明 書		
写 真	官 職	54.0
	氏 名	
上記の者は、警備業法第38条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日		
国家公安委員会 印		
← 85.6 →		

(裏)

警備業法（抜粋）
(立入検査)
第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～七 略
八 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
九・十 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。